

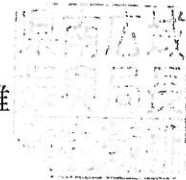
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県一関市東山町田河津字野土81番地2

氏名 有限会社中村解体 代表取締役 中村 之浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 遠藤 達雄



許可の年月日 平成26年 8月18日

許可の有効年月日 平成31年 8月17日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥
- ・ 廃油
- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ 動植物性残さ
- ・ ゴムくず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・ 鋳さい
- ・ がれき類
- ・ ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成6年 8月18日 当初許可

平成11年 8月18日 更新許可

平成13年 3月16日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に動植物性残さ、鋳さいを追加したこと。）

平成16年 8月18日 更新許可

平成20年 7月25日 変更届出書受理

(以下、裏面記載)

- (1) 代表者を中村福雄から変更したこと。
- (2) 住所（本店所在地）を岩手県一関市東山町田河津字丸木56番地2から変更したこと。

平成21年 8月18日 更新許可

平成26年 8月18日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白